防衛医科大学校同窓会定款細則

１．　総則
２．　期生会組織細則
３．　支部組織細則
４．　役員細則
５．　事務局運営細則
６．　会費細則
７．　表彰細則
８．　慶弔互助等に関する細則

１．総則

（目的）

第１条　一般社団法人防衛医科大学校同窓会（以下、当会）の事業を円滑に行う為、定款第５４条に基づき、定款細則（以下、当則）を定めるものである。

（基本方針）

第２条　定款第４条、第５条を実施する為、次の事項を当会の基本方針とする

１）　会勢拡大のため入会を促進

２）　一致団結して連帯感を強化

３）　当会の特性を活かした事業展開

（施行改定）

第３条　当則の施行改定は理事会決議によって行う。

２．期生会組織細則

（目的）

第４条　定款第３条に従い、期生会を当会の最小構成組織単位としその役割を当則により定める。

（期生会役員）

第５条　期生会会長の他、期生会副会長、会計担当役員は期生会の互選により正会員の中から選出する。

２　期生会会長の任期は選出されてから４年間とする。ただし、再任は妨げない。任期途中の辞任は当会会長の承認を要する。

（期生会の役割）

第６条　　期生会は、同期生の連帯感を高める事業を行うと共に同期生の名簿管理を行うものとする。

（通信費）

第７条　　当会は各期生会に対して、通信費として年額２万円を限度に支出することができる。

（助成金）

第８条　　期生会会長は、以下の事項に対して当会に助成金申請を行う事ができる。

１）期生会会員の一致団結のために行う事業

２）名簿管理に必要な物品購入

２　　申請に対して会長の承認が得られた場合は、一件１０万円を超えない範囲で助成金を支出する。

３　　助成金に対しては受領証もしくは飲食、物品購入等の領収証を当会に提出するものとする。

４　　申請方法は別に定める助成事業管理規則に従うものとする。

（表彰候補者の推薦）

第９条　　期生会会長は、別に定める表彰細則に則り理事会に対して表彰候補者の推薦を行う事ができる。

３．支部組織細則

（目的）

第１０条　当会の事業を円滑行うため、定款第３条２に基づき、支部組織を当則により定める。支部は、地域での会員の連帯感の強化と連絡網の構築を目的として活動を行う。

（支部）

第１１条　以下の支部を置き、会員は少なくともいずれか一つの支部に所属するものとする。ただし、支部長の承認があれば重複所属も可能とする。

１）北海道支部（事務局を札幌に置く。平成３０年設立予定）

２）東北支部（支部長：市来浩人、事務局を仙台に置く。平成２９年５月設立）

３）関東支部（事務局を東京都または埼玉県に置く。平成３０年設立予定）

４）中部支部（事務局を愛知県、岐阜県または静岡県に置く。平成３０年設立予定）

５）関西支部（事務局を大阪府、兵庫県または京都府に置く。平成３０年設立予定）

６）中国支部（事務局を広島県、山口県または岡山県に置く。平成３０年設立予定）

７）九州支部（事務局を福岡県、熊本県または大分県に置く。平成３０年設立予定）

８）防衛医科大学校特別支部（事務局を防衛医科大学校内部に置く。防衛医科大学校在学生、および、当校で勤務、研修、研究、または通修をする現役防衛省職員で

ある会員。平成３０年設立予定）

２　本部は定款第２条にある当会事務所に置く。当会役員は本部および支部に所属し、支部の役員を兼ねる事もできる。

（支部役員）

第１２条　支部は支部所属の会員により構成される。支部長、副支部長および会計担当役員は支部に所属する会員の互選により正会員の中から選出する。

（支部事業）

第１３条　支部は以下の事業を行う事ができる。

１）当則第１０条に挙げる支部の目的を達成するため事業

２）支部会員の医療技術を向上させるための事業

（通信費）

第１４条　当会は支部に対して、通信費として年額２万円を上限に支給することができる。

（助成金）

第１５条　支部は、以下の事項に対して当会に助成金申請を行う事ができる。

１）当則第１３条に挙げる事業

２）連絡網整備に必要な物品の購入

２　申請に対して会長の承認が得られた場合は、一件１０万円を超えない範囲で助成金を支出する。

３　助成金に対しては受領証もしくは飲食、物品購入等の領収証を当会に提出するものとする。

４　申請方法は別に定める助成事業管理規則に従うものとする。

（表彰候補者の推薦）

第１６条　支部長は、別に定める表彰細則に則り理事会に対して表彰候補者の推薦を行う事ができる。

（支部設立資金）

第１７条　当会は各支部に対して１０万円の設立資金を支給する。ただし、設立資金は一回限りとする。

４．役員細則

（目的）

第１８条　当会の役員について、当則により細部事項を定める。

（役員）

第１９条　会長、副会長、理事、監事を当会の役員とする。

（執行役員）

第２０条　当会事業を円滑に行うため会計担当理事、総務担当理事を役員の互選で選出し、会長、副会長と共に執行役員とする。

２　執行役員は必要に応じて執行役員会議を開く。

３　執行役員は事業執行の指示を行い、事務局は執行役員に対して業務の報告を行う。

５．事務局運営細則

（事務局業務の原則）

第２１条　押印のある文書による指示、報告を原則とする。

（事務局業務）

第２２条　事務局は以下の事柄を行う。

１）防衛医科大学校関係各所（総務部総務課、学生部学生課、主任指導官等）との連絡

２）名簿管理

３）文書管理

４）会計管理

５）物品管理

６）予算作成

７）会誌発行業務

８）会員、準会員、賛助会員、期生会および支部との連絡

９）外部団体への対応

１０）月時の行事予定および事業成果の報告

１１）事務所管理

１２）その他会長が必要と認める事柄

（事務局職員）

第２３条　事務局長は、防衛医科大学校学友会（以下、学友会）助成事業を円滑に行うため学友会事務局長と同格以上の資質を有する者とする。

２　会長が交代した場合は、新会長が理事会の承認を得た上で事務局長の任免を行うものとする。

３　事務局に管理班、経理班、名簿班を置き、会長が担当者を任免する。

４　会長は必要に応じて、理事会の承認を得た上で、参与、顧問あるいは事務長を任免する事ができる。

５　事務局長、参与、顧問および事務長の任期は２年以内として、理事会の承認を得た上

で会長が定める。再認については理事会の承認を得た上で会長が決定する。

（職印）

第２４条　当会は、以下の職印を使用する。

１）防衛医科大学校同窓会会長

２）防衛医科大学校同窓会議長

３）防衛医科大学校同窓会

４）防衛医科大学校理事会

２　当会の職印は会長が管理するものとする。

（会計の原則）

第２５条　当会活動に必要な経費に関わる取引は、整然かつ明瞭に実施するものとする。

（月次会計報告）

第２６条　事務局は月次の収支を会計担当理事に報告する。当会のすべての通帳および通帳印は会計担当理事が管理するものとする。

（予算の作成）

第２７条　事務局長は、年度予算案を作成し、理事会の議決を得るものとする。

（決算整理）

第２８条　事務局長は、毎年３月末に会費納入状況、決算期日までの一切の取引状況について帳簿を整理する。

（監査）

第２９条　前条において整理した決算内容について、執行年度終了３ヶ月以内に監事による会計監査を受けなければならない。

（施行改定）

第３０条　当則の施行改定は理事会決議によって行われる。

６．会費細則

（目的）

第３１条　定款第７条に従い、当会の運営を円滑に行うための会費を当則により定める。

（入会費、年会費）

第３２条　正会員、賛助会員および学生会員は次の各項に定める会費を納入するものとする。

２　正会員の会費の種類、金額および納入時期は次に定めるとおりとする。

１）入会費

防衛医科大学校医学科卒業生は６万円を当該卒業年の 6 月 30 日までに納入するもの

とする。なお、未入会の防衛医科大学校医学科卒業生が入会を希望する場合は、入会費を納入すれば直ちに正会員となれる。看護学科卒業生は入会費を当分の間免除とする。

２）年会費

医学科卒業生は６千円、看護学科卒業生は４千円を当該年度（入会時を除く）の７月31日までに納入するものとする。

３　賛助会員は、以下の年会費を当該年度の７月31日までに納入するものとする。

A 会員：2,000 円

B 会員：5,000 円

C 会員：10,000 円

４　名誉会員および学生会員は会費を免除とする。

５　入会後、会員歴が通算して５０年を超えた者は年会費を免除する。

６　会費については社員総会において承認を得るものとする。

７．表彰細則

（目的）

第３３条　当会が行う表彰を、当則により定める。

（被表彰者）

第３４条　表彰は次の者に対して行う。

１）当会正会員

２）当会準会員

３）当会賛助会員

４）当会職員および職員であった者

（表彰対象事項）

第３５条　表彰は、以下に定める功績、功労に対して、社員総会において行う。

１）医学研究

２）医学教育

３）自衛隊衛生

４）医療活動

５）公衆衛生

６）医療行政

７）同窓会活動

（感謝状）

第３６条　会長は、当会に対して、以下に定める功労貢献をした者に感謝状を贈る事ができる。

１）１０万円以上の寄付金

２）同窓会事業に対する功労貢献

３）同窓会業務に対する功労貢献

（表彰者選考）

第３７条　理事、期生会会長、または、支部長が表彰候補者を推薦し、理事会において選考する。

（記念品）

第３８条　会長が必要と認めた場合には５万円を超えない範囲で記念の金品を贈る事ができる。

（表彰の取り消し）

第３９条　表彰を受けた者が表彰を汚すような行為があった場合は理事会の決議で表彰を取り消すものとする。

７．慶弔・互助等に関する細則

（目的）

第４０条　当会が行う会員の慶弔・互助等を当則によって定める。

（お祝い）

第４１条　会長は、以下の事項に対してお祝いを贈ることができる。

1）就任

大学の校長、副校長、教授、病院長および医師会長等要職に就いた会員に対し、５万円を超えない範囲で金品を贈る事ができる。

2)活躍

会員、期生会、または当会支部が活躍して社会的に認められた場合には、１０万円を超えない範囲で金品を贈る事ができる。

3）その他会長が必要と認めた事項

（弔意金）

第４２条　会長は、会員が死亡した場合は弔意金として１万円をその家族に支出する。ただし、以下の場合は会長の判断により 10 万円を超えない範囲で増額する事ができる。

1）殉職

2）会員の死亡により妻子が困窮する場合

3）その他会長が必要と認めた場合

（お見舞い）

第４３条　会長は、以下の事項に対して、お見舞を贈ることができる。

1)被災

会員が被災し被害甚大な場合は会長の判断により 10 万円を超えない範囲で会員にお見舞金を出す事ができる。

2)自衛隊活動

災害活動、海外派遣等に参加した会員あるいは支部に対して、会長の判断で見舞の物品を贈る事ができる。

3)その他会長が必要と認めた場合

附則

1　当則は平成２９年１２月１０日の理事会決議により発行され、同日より実施する。

2　当則は現定款の変更を想定して作成されているため、定款変更までの間、運用に齟齬が生じる事項があった場合は理事会で決議する。